

○群馬県補助金等に関する規則

昭和三十一年十二月二十七日規則第六十八号

改正

昭和五〇年 三月三一日規則第一九号

平成一八年一〇月一七日規則第八七号

群馬県補助金等に関する規則をここに公布する。

群馬県補助金等に関する規則

目次

第一章 総則（第一条—第二条の二）

第二章 交付手続（第三条—第七条）

第三章 補助事業者等の義務（第八条—第十二条）

第四章 補助金等の交付の決定の取消し、返還等（第十二条—第十七条）

第五章 雜則（第十八条—第二十二条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 補助金等の交付については、法令又は条例若しくは他の規則に特別の定めがあるもののほか、この規則の定めるところによる。

（定義）

第二条 この規則において「補助金等」とは、県が県以外の者（国、他の都道府県及びこれらの機関並びにこれらに類似する者を除く。）に交付する補助金、負担金、交付金、利子補給金等であつて相当の反対給付を受けない給付金をいう。

2 この規則において「補助事業等」とは補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいい、「補助事業者等」とは補助事業等を行う者をいう。

3 この規則において「間接補助金等」とは、県の補助金等の交付をその交付又は貸付けの直接又は間接の原因又は条件として、かつ、当該補助金等交付の目的に従つて相当の反対給付を受けないでなす給付金又は利子を軽減して貸し付ける貸付金をいう。

4 この規則において、「間接補助事業者等」とは、間接補助金等の交付又は貸付けの対象となる事務又は事業を行う者をいう。

（関係者の責務）

第二条の二 補助事業者等及び間接補助事業者等は、補助金等が県民から徴収された税金その他の貴重な財源で賄われるものであることに留意し、法令、条例、他の規則の定め及び補助金等の交付の目的又は間接補助金等の交付の目的に従つて誠実に補助事業等又は間接補助事業等を行うように努めなければならない。

2 補助金等に係る予算の執行にあたる関係職員は、補助金等が県民から徴収された税金その他の貴重な財源で賄われるものであることに特に留意し、補助金等が法令、条例、他の規則及び予算で定めるところに従つて公正かつ効率的に使用されるように努めなければならない。

第二章 交付手続

（交付の公示）

第三条 重要な補助金等を多数の者に交付する場合は、あらかじめ交付に関して必要な事項を関係人に通知し、必要なときは公告するものとする。

2 前項の通知には第四条及び第五条第三項に定める事項の全部又は一部を掲げるものとする。

（交付申請）

第四条 補助金等の交付の申請（契約の申込みを含む。以下同じ。）をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事（所管事務により教育委員会教育長、警察本部長又は議会事務局長とする。以下同じ。）に提出しなければならない。

一 申請者の氏名又は名称及び住所

二 補助事業等の目的及び内容

三 補助事業等の経費の配分、経費の使用方法、補助事業等の完了の予定期日その他補助事業等の遂行に関する計画

四 交付を受けようとする補助金等の額及びその算出の基礎

五 その他知事が特に必要と認める事項

2 前項の申請書には次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。

一 申請者の営む主な事業

二 申請者の資産及び負債に関する事項

三 補助事業等の経費のうち補助金等によつてまかなわれる部分以外の部分の負担者、負担額及び負担方法

四 補助事業等の効果

五 補助事業等に関して生ずる収入金に関する事項

六 その他事業ごとに知事の定める事項

3 第一項の申請書若しくは前項の書類に記載すべき事項の一部又は同項の規定による添付書類は、知事が特に認めた場合は省略することができる。

(補助金等の交付決定)

第五条 知事は、補助金等の交付の申請に基づき、当該申請に係る書類の審査、現地調査等により、当該補助金等を交付すべきものと認めたときは、交付の決定(契約の承諾の決定を含む。以下同じ。)をするものとする。

2 知事は、補助金等の適正な交付を行うため必要があるときは、補助金等の交付の申請に係る事項について修正を加えて交付の決定をすることができる。

3 知事は、補助金等の交付の決定をしたときは、次に掲げる事項を記載した文書を交付申請者に交付するものとする。

一 補助事業者等の氏名又は名称及び住所

二 補助事業等の名称、目的及び内容

三 補助金等の額

四 補助事業者等の自己負担割合又は金額

五 補助事業等を完了すべき日

六 補助事業等により取得する財産の処分等の禁止又は制限

七 第六条に規定する条件

八 第三章以下に規定する事項

九 その他必要な事項

4 前項の記載事項は、その一部を省略することができる。

5 交付の決定に異議のある者は、特に定める場合のほか、交付の決定のあつた日から十五日以内に、知事に異議の申立て又は申請の取下げをしなければならない。

6 前項の異議の申立て又は申請の取下げは、文章をもつてしなければならない。

(交付の条件)

第六条 補助事業等の完了により当該補助事業者等に相当の収益が生ずると認められる場合において必要があるときは、当該補助金等の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金等の全部又は一部に相当する金額を県に納付すべき旨の条件を当該補助金等の交付の決定に付するものとする。

2 補助金等の交付目的を達成するため必要があるときは、その他必要な条件を当該補助金等の交付の決定に付するものとする。

3 補助事業者等は、間接補助金等を交付する場合において、前二項の規定により知事が補助金等の交付の決定に条件を付したときは、間接補助事業者等に対し、これを遵守するために必要な条件を付さなければならない。

(補助金等の額の確定、交付、返還)

第七条 第十一条の規定により補助事業等の完了に係る成果の報告を受けた場合においては、知事は、報告書等の書類の審査、現地調査等により、その成果が当該補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該額を交付するものとする。

- 2 補助金等の額の確定前においても相当の理由があるときは、知事は、補助事業者等に対し、前金払又は概算払をすることができる。
- 3 すでに確定額を超えて補助金等の交付を受けているときは、当該補助事業者等は、確定額を超えている部分に相当する額を、知事の定める期限内に返還しなければならない。

### 第三章 補助事業者等の義務

#### (補助事業者等の義務)

第八条 補助事業者等は、善良な管理者の注意をもつて補助事業等を行わなければならない。

- 2 補助事業者等は、間接補助事業者等のなす間接補助金等に係る事業についてその交付目的に適合した使用が行われるよう必要な措置を講じなければならない。

#### (補助事業等の執行についての知事の承認)

第九条 補助事業者等は、次に掲げる場合は、知事に報告しその承認を得なければならぬ。

- 一 補助事業等の内容又は経費の配分の変更（知事があらかじめ認める軽微なものと除く。）をするとき。
  - 二 補助事業等を中止し、又は廃止するとき。
- 2 補助事業等が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業等の遂行が困難となつたときは、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

#### (状況報告)

第十条 補助事業者等は、別に定めるところにより、補助事業等の執行状況を知事に報告しなければならない。

#### (事業遂行等の指示)

第十条の二 知事は、補助事業者等が提出する報告等により、その者の補助事業等が補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従つて遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従つて当該補助事業等を遂行すべきことを指示することができる。

- 2 知事は、補助事業者等が前項の指示に違反したときは、その者に対し、当該補助事業等の遂行の一時停止を命ずることができる。

#### (実績報告)

第十二条 補助事業者等は、当該年度の次の年度の五月三十一日までに補助事業等の成果を記載した補助事業等の実績報告書を知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業等が完了したとき（補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から二月以内に前項の報告書を提出しなければならない。
- 3 前二項の場合において、知事が報告期日を別に指定したときは、指定された日までとする。

### 第四章 補助金等の交付の決定の取消し、返還等

#### (事情変更による交付の決定の取消し等)

第十三条 知事は、補助金等の交付の決定をした場合においても、その後の事情の変更により補助金等の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

- 2 前項の取消しによつて補助事業者等に損害を与えたときは、申請に基づき知事が相当と認めたときは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号。以下「施行令」という。）第六条に規定する補助金相当額を交付するものとする。

#### (交付の決定の取消し)

第十四条 補助事業者等が次の各号の一に該当する場合は、知事は補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 一 不正な手段によつて補助金等の交付を受けたとき。
  - 二 補助金等を他の用途に使用したとき。
  - 三 交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令、条例、規則若しくはこれに基づく処方に違反したとき。
  - 四 補助事業等を予定の期間内に完了しなかつたとき、又は完了することが不可能若しくは著しく困難であると知事が認めたとき。
- 2 間接補助事業者等が、前項第一号、第二号若しくは第三号に該当する場合又は同項第四号に準ずる場合は、知事は補助事業者等に対する当該間接補助金等に係る補助金等の交付の決定の全部又は

一部を取り消すことができる。

- 3 国の補助金等に係るものにあつては、国の補助金等の交付の決定の全部又は一部が取り消されたときは、当該国の補助金等に係る補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- 4 前三項の規定は、補助事業者等について交付すべき補助金等の額の確定があつた後においても適用するものとする。

(補助金等の返還)

第十四条 補助事業者等は、補助金等の交付の決定が取り消されたときは、当該取消しに係る補助金等を知事の定める期限内に返還しなければならない。

(是正のための措置)

第十五条 第十三条第一項の規定によつて交付の決定を取り消す場合においては、知事は、補助事業者等に対し、補助金等の交付の決定を取り消すことができる旨を告げ、その是正を求めるものとする。

- 2 前項の規定は、第十三条第二項の規定により取り消す場合について準用する。

(他の補助金等の一時停止)

第十六条 補助事業者等が返還金、加算金及び延滞金の全部又は一部を納付しないときは、その者に対して交付すべき他の補助金等を当該額を限度として交付しないことができる。

(加算金及び延滞金)

第十七条 補助事業者等は、第十三条第一項各号の事由又はこれに準ずる事由によつて補助金等の返還を命ぜられたときは、その返還を命ぜられた補助金等を受領した日から返還の日までの日数に応じ当該補助金等の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については既納額を控除した額）百円につき一日三銭の割合で計算した額の範囲内で知事の定める額の加算金を納付しなければならない。

- 2 補助事業者等が補助金等の返還を命ぜられこれを納期日までに返還しなかつたときは、納期の翌日から納付の日までの日数に応じ、その延滞額百円につき一日三銭の割合で計算した額の範囲内で知事の定める額の延滞金を納付しなければならない。
- 3 第一項に規定する加算金の最高額の計算方法は、施行令第十条の例によるものとする。

第五章 雜則

(調査)

第十八条 知事は、必要があるときは、補助事業者等又は間接補助事業者等に対して報告をさせ、又は職員をして必要な調査をさせることができる。

- 2 前項の報告の徵取又は調査に対して補助事業者等又は間接補助事業者等は協力しなければならない。

(理由の提示)

第十九条 知事は、補助金等の交付の決定の取消し、補助事業等の遂行の指示若しくは一時停止の命令又は補助事業等の是正のための措置の指示をするときは、当該補助事業者等に対してその理由を示さなければならない。

(帳簿及び書類の備付け等)

第二十条 補助事業者等は、当該補助事業等に関する帳簿及び書類を備え付け、これを当該補助事業等を完了し、又は廃止した年度の翌年度から五年間保存しなければならない。

(財産処分の制限)

第二十一条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した次に掲げる財産を知事の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助事業者等が補助金等の全部に相当する金額を県に納付した場合並びに補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して知事が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

- 一 不動産及びその從物
  - 二 機械及び重要な器具で知事が指定するもの
  - 三 その他知事が補助金等の交付の目的を達成するため、特に必要があると認めて定めるもの
- 2 第十三条の規定は、補助事業者等が前項の規定に違反して財産の処分をした場合について準用する。

(委任)

第二十二条 この規則に定めるもののほか、補助金等の交付等に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、昭和三十二年一月一日から施行し、施行の日以降に交付申請及び交付の決定がなされた補助金等から適用する。

附 則（昭和五十年三月三十一日規則第十九号抄）

1 この規則は、昭和五十年四月一日から施行する。

附 則（平成十八年十月十七日規則第八十七号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の群馬県補助金等に関する規則の規定は、同日以後に額の確定が行われた同規則第二条に規定する補助金等から適用する。